

○ 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）

改正案	現行
<p>(定義) 第一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〇五 (略)</p> <p>六 商品 法第二条第二十四項第三号の二に規定する商品をいう。</p> <p>七〇十二 (略)</p> <p>(委託に際しあらかじめ特定すべき事項)</p> <p>第二十二条 法第二条第二十七項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる取引の種類に応じ、当該各号に定める事項とする。</p> <p>一〇五 (略)</p> <p>五の二 法第二条第二十一項第四号の二に掲げる取引 当事者の一方が相手方に支払うこととなる金銭の額の計算に係る金融指標及び当該金銭の額の計算方法並びに当事者の一方が相手方から受け取ることとなる金銭の額の計算に係る金融指標及び当該金銭の額の計算方法、取引期間その他の当該取引の内容を適確に示すため</p>	<p>(定義) 第一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〇五 (略)</p> <p>(新設) 六〇十一 (略)</p> <p>(委託に際しあらかじめ特定すべき事項)</p> <p>第二十二条 法第二条第二十七項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる取引の種類に応じ、当該各号に定める事項とする。</p> <p>一〇五 (略)</p> <p>(新設)</p>

<p>の事項、当事者が商品について定めた数量並びに受渡日</p> <p>六〇十四 (略)</p> <p>(信用格付の範囲)</p> <p>第二十四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第二条第三十四項に規定する主として信用評価以外の事項を勘案して定められる等級として内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 金利、通貨又は商品の価格、金融商品市場における流動性及び相場その他の指標に係る変動に関する評価の結果について表示した等級</p> <p>二〇五 (略)</p>	<p>六〇十四 (略)</p> <p>(信用格付の範囲)</p> <p>第二十四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第二条第三十四項に規定する主として信用評価以外の事項を勘案して定められる等級として内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 金利、通貨の価格、金融商品市場における流動性及び相場その他の指標に係る変動に関する評価の結果について表示した等級</p> <p>二〇五 (略)</p>
---	--